

第6日 (平成13年12月13日 午後1時開議)

●一般質問 (答弁)

斉藤守議員 (保健福祉部長・財政部長・代表監査委員)

[斉藤守議員登壇]

●斉藤守議員 それでは質問に入らせていただきたいと思います。

まず、1年半介護保険が行われてきたわけですけれども、この介護保険について、まず最初に質問させていただきたいと思います。

まず、保険料についてです。

介護保険制度は、平成12年から最初の半年間は保険料ゼロ、それから昨年10月からことしの10月まで半分の保険料を徴収して、ことしの10月から全額徴収という形で保険料は進んできているわけですけれども、この全額徴収に至るまでに、市民の理解を得るために、市の職員の方々も大変ご苦労されていた。例えば出前講座など、土曜日、日曜日、夜間等に出向いて町会等で説明されているのを私も何度も見聞きしておりまして、大変ご苦労されているな、敬意を表するなというふうな気持ちでおるわけですけれども、この10月から全額徴収ということになったわけですが、10月と11月と徴収が行われているわけですけれども、このことによってトラブルとか、また、あるいは市民の反応についてわかる点がありましたらお聞かせいただければと思います。

また、昨年10月から徴収が始まったわけですけれども、介護保険法では、1年間保険料を支払わないと、国民健康保険なんかでは短期被保険者証やあるいは被保険者資格証明ですか、そういった形で救済措置があるわけですが、介護保険では、国の制度としては、1年間支払わなかった場合、給付制限が行われるというふうになっておりますが、船橋ではこの規定の運用はどのようになっているか。また、実際にはサービスを受けている方にはどのようになっているか、教えていただければと思います。

それから介護保険について3つ目ですけれども、介護のサービスについてです。

介護サービスの自己負担金ですけれども、介護サービスを受けている人は、原則サービス料の1割を事業者を支払うということになっているわけです。特例として、国は旧措置時代からヘルパー派遣を受けていた人に限っては、その7%を補助して、自己負担3%でいいよということにしてあり、船橋市では、これに加えて、低所得者に限ってはヘルパー派遣サービスについて、介護保険が始まった12年度以降についても、同様の7%の補助をしようということで現在やっているわけですが、その後、柏市では船橋方式を参考にしてということのようですが、ヘルパーサービス、いわゆる訪問介護のほかに、通所介護、通所リハビリテーショ

ン、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーションという、船橋にプラスしてこういった低所得者のサービスとしてやっているわけですが、市長はことしの7月ですか、議会において先番議員の質問に対して、この点について、低所得者に対する介護保険利用料の軽減について検討するというご答弁されていらっしゃるわけですが、その後、検討結果等はどのようになっておりますでしょうか、お知らせいただければと思います。

それから、利用料に関係してもう1点。これは、昨年9月に定例会で初めて私お聞きして、この3月の1定でもまた再度お聞きしたことで、何回も何回もうるさいよと言われそうですけれども、宿題になっておりますのでお聞きしたいと思っております。

これは、介護機器と住宅改修について、利用者がまず業者に全額支払って、その後自分で申請書を出して、介護保険から9割を返してもらうという償還払い方式から、ほかの制度と同じように事業委任方式に変更できないだろうかというお願いでした。

これに対して、昨年9月に前の保健福祉部長からは、「幾つかのクリアしなくちゃならないことがございます。今後、実施の方向で検討させていただきたいと思っております」という明るい答弁をいただいて期待しておったわけですが、なかなか前に進まないものですから、昨年、それから半年たったことしの3月、我孫子市では既に始めましたよということで、船橋が1番になれなくて私としては残念ですと、クリアすべき問題は解決しましたかということでお聞きしたのに対して、同じく前部長は、「介護保険については膨大な事務量になっており、今は大変だ。しかし、この要望の件につきましては、利用者にとっては手続き上便利な方式なので、早い時期に実施できるように努めてまいりますので、しばらく時間をいただきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います」と、まあ非常に丁寧にご答弁をいただいたわけで、私も始まったばかりの介護保険課の職員の皆さんが非常に忙しく、夜遅くまで仕事をなさっているのは理解いたしましたので、しばらく待ってございました。その後、状況は今年度に入っているかがでしょうか。

また、住宅改修事業者に対する講習についても、同部長から、利用者と事業者のトラブルを避けるためにも必要な事業と私どもも考えておりますので、今後前向きに検討してまいりますと言っているわけですが、これについては国がお金を出してくれるというふうな事業であるわけなので、その後検討はいかがだったか。来年度予算も検討していく中でお知らせいただければと思っております。

それから、通告2番目の補助事業についてです。

これは決算委員会で質問させていただいた続きなんですけれども、ちょっと時間の関係で最後まで、あるいは理事者の方がどんどん替わられるので、最後まで行けなかったものですから。決算委員会においては私、3日間、全部の課に対して同じ質問をさせていただきました。どんな内容かといいますと、団体等が行う事業の中で、その事業費の何割かを市が補助

金を出して応援するという形のものはいくつかあるのでしょうか。もしあるとすれば、先日、咲が丘南部商店会であったような事件というか、不正のようなものがないようにするために、チェックシステムはどうなっていますか。また、あの事件が発覚後に今回の決算もあるわけで、補助事業の公平・公正を図るために何か新しい対策を打ちましたか——という質問をお聞きしました。

本当にたくさん補助事業があるのには驚きました。私自身も不勉強を恥じた次第ですけれども、例えば自治振興課長からは、自治会館の設置費補助金ほか6つぐらい挙げられて、それから防災課長からは、防災機材の購入等の補助のほか幾つか、それから保健福祉推進課長からは、老人福祉施設整備補助金等、それから健康管理課長からは、飲料水として使用する水道の排水管を敷設する場合に4分の1を補助しますよというものがあると。環境衛生課長からは、合併処理浄化槽ですか。それから商工振興課長からは、先般の商店街環境整備施設を設置する際の商業環境施設事業費補助金、あるいは商業活性化事業費補助金、そのほか幾つもありました。農水産課のは70種類もの補助金事業があると。例えばということで果樹産地総合整備事業補助金を例に挙げてご説明いただいたわけです。それから区画整理課長からは、土地区画整理事業の助成金、それから河川管理課長からは、環境整備事業として12年度は18事業を実施していると。道路整備工事、排水工事等と。それから住宅政策課長からも、住宅建設資金に対する、これは利子補給とか借り上げ公営住宅の建設に関すること、それから宅地課長からはがけ地整備事業の補助金と、まあ、こう発表いただいたわけですが、ここにも名前が挙がったのは恐らく市全体の中では一部ということだろうと思います。

こうして聞く中で、国は県や市に補助金を出して、そしてあるいは県は市や民間事業に対して補助金を出し、市はこうした市民の事業に補助金を出すということで、日本の政治は1度集めた税金を、こうした補助金という形で下に下に出すことで成り立っているということをお勉強させられました。いいとか悪いとかということをおっしゃっているわけではなくて、現実の事業がこういう形で行われているんだということをお勉強させていただいたわけですが、さて、その中で各課にお聞きをする中で、今回の事件後、チェックシステムを見直したという回答をいただいたのは、経済部の問題になった街路灯の件だけで、ほかは何も見直しもしていませんでした。

ほかのところは、これまでと同じように事前に見積書を出してもらって、事後に現地検査をやって、契約書とか、あるいは自己資金を含めて支払った通帳の写しを出してもらおうということで、これまでと同じやり方だったわけですが、私が言いたいのは、悪意とは言いませんけれども、中には善意のつもりで法律に抵触してしまうようなことができてしまうんじゃないかと。私は、この話の中で市民を疑えということをおっしゃっているわけではありません。信頼関係がなければいろんな事業はできないことは十分理解しておりますし、信頼関係が大事で、壊してはならないからこそ不正が行えないように、市民が法律に反するような

誘惑に陥らないような、そういったシステムをつくってあげることが、行政の優しさだというふうに思うわけです。

銀行などでは他人のお金を扱うわけですから、内部の検査があつて、あるいは本店からの検査があつて、あるいは財務省からの検査があるというふうに、さまざまな各段階でのチェックシステムがあります。行政においても、以前は不正に資金をプールしておいて、その資金を食料費等に充てていたというふうな事件が新聞等で全国各地報道されました。今ではそのようなことがないようになってきているわけですが、外務省では今でも常識のようではありますが、そこにも司直の手が入りました。

昔の常識というのは今の非常識なんだというくらいの価値観の変更が行われつつあるんだと思います。船橋市役所の内部も、さまざまな事件が1つ1つあるたびに、その事件を契機にチェックシステムができて、不正が行えないように、仮にあつたとしても必ず発覚してしまうというふうな、そういうふうになってきていると思います。そうすることが職員を守ることであり、そういうふうに役所の中はでき上がってきたんだなというふうに感じるわけです。今は、市役所の内部だけでなく、外にも気を配ってあげて、市民の税金と市民を守るために、不正を探すのではなくて、不正が起こらないようにするために、例えば年に幾つかの事業を抜き打ちで検査して、検査するよということが制度化されるような、何らかの対策をすることが必要だろうと思うわけです。

経済部の問題としてではなくて、行政全体の問題としてどのように考えるか、お聞かせいただければと思います。

以上、第1問といたします。

[保健福祉部長登壇]

●保健福祉部長（川村良一） 介護保険に関しまして、数点のご質問をちょうだいいたしました。

まず、保険料の収納状況ということであります。

13年度は、9月までは本来の保険料の半額、10月からは満額徴収となった関係で、9月までの収納率は約99%でありました。満額徴収となってからはまだ1カ月しか集計がとれませんので何とも言えませんが、1.8%程度落ちております。

それから徴収事務につきましては、現在も夜間に徴収に行くなどして頑張っておりますけれども、今後もさらに努力をして、滞納を出さないよう努めてまいりたいと考えております。

それから給付制限につきましては、保険料の納期限から1年間保険料を納めなかった場合のいわゆる支払い方法の変更と、納期限から2年間納めなかった場合のいわゆる給付額減額という2つの方法が法令で規定されております。支払い方法の変更は、本来、給付を受ける際

に保険から9割、利用料で1割となっているところ、利用者が一たん10割を支払い、後で市が9割分を償還するものであり、給付額減額は、文字どおり本来の9割の給付を7割給付とするものであります。

これらの制限は、介護保険のサービスを利用するときの制限であることから、私どもは特にサービスを利用して、全期を通じて保険料を納めていない方に対しては、昼夜を問わず、訪問や電話での納付催促などに取り組んできた結果、現時点ではこの給付制限に該当する方は1人もおりません。

次に、利用料の減額制度の検討結果ということでご質問いただきました。

低所得者対策としての利用料の減額制度につきましては、14年4月の実施を考えて、現在、検討しているところでございます。既に実施をいたしておりますところの松戸市、柏市よりも、対象事業の拡大を考えているところでございます。

現在は事務レベルの問題、例えば受領委任方式を視野に入れての申請から支払いまでの事務の流れの洗い出しなどを行っているところでございます。いずれにいたしましても、市民が利用しやすい制度にしなければならないと考え、今後細部にわたって検討して実施していきたいと考えております。

最後の点でありますけれども、住宅改修費の受領委任方式について、検討結果はというご質問であります。

住宅改修の受領委任方式の検討結果ということでありますが、私どもは、まず最初に住宅改修事業者に対しまして講習会の実施をし、その中で受領委任の必要性もお話をし、ご理解をしていただかなくてはならないと考えております。また、この講習と並行いたしまして、ケアマネジャーに対しても住宅改修についての研修を実施していかなければならないと考えております。したがって、14年度の予算要求の中には、この講習のための予算も要求しております。

また、ケアマネジャーと施工業者との協力体制なども、真に利用者のための住宅改修が行われるよう、その体制づくりも大きな比重となってまいります。このような段取りの上、事業を開始したいと考えておりますので、事業開始は14年度の9月以降になるのではと考えております。よろしくご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

[財政部長登壇]

●財政部長（織戸雅夫） 民間が行う事業の補助金についてのご質問にお答えいたします。

補助金の交付につきましては、その一連の手続を定めました一般的な規則といたしまして、船橋市補助金等の交付に関する規則を設けております。また、個別の補助金の支給要件とか金額、あるいは基準につきましては、これとは別にそれぞれの所管課の方で交付規則を

設けているのが通例でございます。予算の執行と補助金交付の適正化を図ることを目的としておるものでございます。

事業のチェック方法でありますけれども、事業完了後に収支計算書などの必要な書類を添えて実績報告書を提出させた後に、書類の審査を行うとともに、必要に応じて現地調査によりまして交付決定した内容や、あるいは交付決定のときに付した条件に適合するものであるかどうかを調査して、交付すべき額を確定することにしております。

このような規則になっておるわけではありますが、今回発生しました事例、具体的には経済部で街路灯の設置に当たっての工事費を水増しして申請され、県の補助金を含めました船橋市からの補助金を不正に受け取られたという事例でございます。これにつきましては、平成13年度に不当利得いたしました金額を含めまして、元金とともに返還をさせております。再発を防ぐためにはチェック体制が大事だという点については全く同感であります。

今回の事例を考えてみますと、経済部におきましても大変慎重なチェック体制をしいておりまして、例えば、支払った支払い元の商店会から業者にお金が支払われているんですけども、その通帳の写しを提出させて、実際にお金が支払われているかどうかをチェックしております。しかし、それはちゃんとそのとおりに支出されていたということで、それは事実、支出されていたわけですから、それがまさか水増しされた金額が支出されたということまで見抜けなかったという結果になっております。

しかし、これを事前にじゃどういうふうな形でチェックできるのかということ、これはなかなか難しいのではないかなと思っております。今直ちに妙案は私も浮かばないんですけども、今後の改善策としては、一層今まで以上に厳しく審査をやるということなんですけれども、例えば工事内容が適切であるかどうかを工事担当の職員、これはよその課であっても協力を求めて、もう1回積算をチェックしてみる、あるいは詳細な設計書を事前に提出させる、そういうふうな改善があるいは考えられるかと思えます。

また、仮にそれが発覚しなかったとしても、将来監査を受けるために必要な書類を、保存義務を課して残させておくというようなことも条件として定めておくというようなことも1つかと思えますし、また、提出させる書類につきましてももう1度洗い直してみる必要があるかもしれないというふうに考えております。

我々としては、財政の方といたしましては、補助基準額の額が適切であるかどうか、そういったことも含めて、これはチェックとは違いますけれども、予算そのものについても適切なかどうかということも今後は考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

[代表監査委員登壇]

●代表監査委員（堀内清彦） お答えいたします。

民間が行う事業の補助金についてどんなふうになっているかということでございます。

現在、補助金の監査につきましては、補助金の支出を執行いたしました部なり課を対象とした定期監査の中で実施いたしております。その場合の監査の具体的な方法でございますが、ただいま財政部長の方から答弁がございましたように、船橋市補助金等の交付に関する規則、あるいは要綱に基づいて監査することはもとより、1つとして、補助金の算出は合理的に行われているかどうか、それから補助金の交付条件は適切に付され、条件どおりに事業が履行されているかどうか、実績報告に基づく支出について、その成果の確認が適正に行われているかどうか、補助金の交付時期は妥当かどうか、清算は事業計画書どおりきちんと行われているかなどを着眼点として、所管課で保管されている書類等に基づきまして、いわゆる書面による監査を実施いたしております。

補助申請された団体等まで出向いての監査につきましては、実施を行っておりません。このことにつきましては、現在の事務局職員を含む監査体制、また監査の実施期間等の関係もございまして、所管課における書面をもとにしたチェックにとどまっているところでございます。

しかしながら、補助事業の適正な執行を確保するため、その牽制効果を高めるためには、監査においても事業を実施した団体等まで広げて監査を実施することが、より適正な補助金の執行、不正防止等に有効でありまして、監査としての役割でもあると考えております。

今後につきましては、監査の実施方法を工夫いたしまして——工夫といいますのは、例えば団体なりの事務所へ出向きまして、先ほども答弁がございましたような通帳の確認とか、積算基礎等の検査、さらには現場に行つての实地検査などが考えられようかと思いますが、これらの工夫をいたしまして、引き続き定期監査の中で行つていきたいと考えております。

また、抜き打ち的な何か云々というご発言、ご質問がございましたけれども、自治法によりましてこういった事例に対しまして、必要があるときはいつでも監査できるという規定がございまして、定期監査に対しまして随時監査と言っておりますが、この随時監査の実施につきましては、必要に応じまして他の監査委員とも十分協議いたしまして実施することになろうかと思っております。

以上でございます。

[斉藤守議員登壇]

●斉藤守議員　それでは、第2問に入らせていただきますけれども、今お話しいただいた内容以上のものは——内容に満足している部分もございまして、あるいは今後ご検討いただかなければならないものも、幾つかあるのかなというふうに考えるわけで、第2問は幾つかの要望にとどめておきたいと思っております。

介護保険、保険料の徴収については非常に感心いたしました。私、以前お聞きしたときに

は、介護サービスを受けている人の中で、ずっと保険料を払っていない人が2人ほどいるよというお話を聞いたんですけれども、それがきょうのお話では1人も、要するに介護保険課の職員の方のお話では、全員が保険料をお支払いになられたということで、給付制限を受ける人が現在はいないということです。ちょうど1年たった段階ですから、サービスを受けている人は、やっぱりサービスを受けるんだったら少し払わなきゃしょうがないなというふうなことなんだろうなと思うんですけれども、ただ問題は、これからどんどん出てくるだろうと思うんですが、今保険料を払ってなくて、将来、何年か先にサービスを提供を受けるという人が、今払ってなくて、そのときに、サービスを受けるときになったときにサービスが受けられないという状況が生まれてくる可能性は、先ほどの99%でしたか、1.8%下がったとかという話ですから、何%かの人たちにとってはそういう危険性があるわけだと思います。

ご本人が保険制度に対しては反対だよとか、あるいは自分は保険にも、あるいは福祉にも面倒見てもらわない、自分は自分で面倒見ていくんだからいいんだよというふうなお気持ちで払ってなくて、サービスを提供されないのであれば、それはそれでいいんですけれども、制度としてサービスが提供できなくなるよということがあるのであれば、そのことは十分にお伝えしてご理解をいただいておりますので、今後ともご努力をお願いしたいと思います。

それから、補助金の事業についてですけれども、今のご答弁をお聞きしている限りでは、有効な方策がなかなか見つからないんで困っているというふうな、そんなニュアンスを受けるわけですけれども、ただ、いろんな事件があるたびに、やっぱり知恵を出して解決してきていると思うんです。例えば、私、役所のことはよくわかりませんが、銀行などでもいろんな形でチェックを、ご本人というか、行って、そういうことができないようにするシステムをきちんと備えてきているわけです。そういうことを私、市民を疑って全部やれということを上申しているのではなくて、そういう監査のシステムを現実に行っているよという事実があれば、1つの牽制にはなるんじゃないかなと思います。

今まで、過去に1度も、監査の制度というのがありながら、先ほど聞いた定期監査、随時監査ですか、という制度がありながら、それも使われたことがないようすし、そういったものを工夫することで、あるいは私もまだ研究しておりませんが、他の市町村ではどのようにやっているか、私も今後研究してみたいと思いますけれども、その辺を工夫して、先ほどのお話の地域では、聞くところによりますと、住民の方から告発されて、刑事事件になっているというふうなお話もちらっとお聞きします。

せっかく出した補助金の仕事で、こういった住民同士の不信感を招いたりしないように、そういった有効な使われ方ができるように、ほかの地域の人たちも、それに関係していない地域の人たちも、公正・公平に行われているんだと、自分たちがやる時もそうしようよというふうな思いが出るような、そういったシステムをもう1度ご検討いただければと思い



ます。

以上で、私の質問は終わりにいたします。ありがとうございました。